

県下共通券を初めて購入する皆様へ

県下共通遊漁承認証、これ以後「県下共通券」と書きます。

<各漁協の釣り券について>

釣り券には、各漁協の発行する「日釣券」と「年券」があります。「日釣券」にも「前売り」と「現場売り」があります。「前売り」のほうが安価です。

年券にも、「すべての漁業権魚種を対象としたもの」と「一部の漁業権魚種のみを対象としたもの」があります。また女性や、中学生以下に割引制を設けているところもありますので、各漁協へお確かめくださるか、各漁協の遊漁規則（釣りをする際のルール）をご覧ください。

【リンク先：山梨県漁業協同組合連合会名簿、
漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図】

<県下共通券について>

山梨県漁連では、釣り人からの強い要望に応え「県下共通券」を発行しています。

これには、「〇〇全魚種」と「〇〇鮎」の2種類あります。毎年異なった色の腕章です。〇〇には平成31年の31の数字が入ります。

県下共通券は県漁連以外のお店でも売っています。また、県漁連では直接販売のほか、県内外の釣り人へ郵送サービスも行っています。

なお、全魚種券については毎年2月15日、鮎券は5月15日から販売予定です。

【リンク先：県下共通券遊漁承認証の販売について、
平成30年 溪流等 解禁日と料金】

腕章に記載している注意事項等は次に記述しますが、各漁協の年券に比較すると、県下共通券は値段が高価なものとなります。その反面どの漁協の漁場にかかわらず、山梨県下で1年間使うことができます。

皆さんの釣り行動、範囲や回数によって自由に選んでいただき、

事故の無いよう、自然豊かな山梨での釣りを満喫してください。

県下共通遊漁承認証 31 全魚種

1. 承認期間 平成31年3月1日から32年2月末日までの間で、該当区域の漁業協同組合が遊漁規則で定めた解禁の期間中。
2. 魚種 アユ・ヒメマス・西湖のワカサギを除く、該当区域の漁業協同組合が遊漁規則で定めたヤマメ・アマゴ・コイ・フナ・ワカサギ等。
3. 漁具・漁法 竿釣り。
4. 遊漁区域 県内の河川・湖沼。ただし県が同意した河川の釣堀を除く。
5. 遊漁料 金21,000円(消費税含む)。

注 意 事 項

- 遊漁にあたっては、該当区域の漁業協同組合の遊漁規則および指示事項に従ってください。
- 組合事務所か漁場監視員に危険な場所を聞いて、事故のないよう万全を期してください。もし事故があっても当方では一切責任を負いません。
- 竿釣りにはフライとルアーが含まれますが、漁場によっては禁止又は制限されているところがありますので、予め漁業協同組合にお尋ねください。
- この証の所定箇所には、必ず本人の住所・氏名・年齢を記入すると共に、写真を貼付してください。写真の貼付が無い場合は無効となります。なお、遊漁の際は本証がよく見えるように、腕につけてください。
- この証は再発行いたしません。

県下共通遊漁承認証 31 鮎

1. 承認期間 平成31年5月16日から11月末日までの間で、該当区域の漁業協同組合が遊漁規則で定めた解禁の期間中。
2. 魚種 アユ
3. 漁具・漁法 竿釣りのうち、該当区域の漁業協同組合が遊漁規則で定めているもの。
4. 遊漁区域 県内の河川。ただし県が同意した河川の釣堀を除く。
5. 遊漁料 金28,000円(消費税含む)。

注 意 事 項

- 遊漁にあたっては、該当区域の漁業協同組合の遊漁規則および指示事項に従ってください。
- 組合事務所か漁場監視員に危険な場所を聞いて、事故のないよう万全を期してください。もし事故があっても当方では一切責任を負いません。
- この証の所定箇所には、必ず本人の住所・氏名・年齢を記入すると共に、写真を貼付してください。写真の貼付が無い場合は無効となります。なお、遊漁の際は本証がよく見えるように、腕につけてください。
- この証は再発行いたしません。